



# 令和7年度 運営指導の結果

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



# 1 例年指摘が多い事項

(全サービス 人員に関する基準関係)

1. 法人の代表者が事業所の管理者や他の職種に従事する場合には、勤怠の管理表を作成し、人員基準を満たしていることが確認できるようにすること。

⇒法人の代表者であっても、従業者として勤務していることがわかるように、勤務表への明示及び勤怠の管理表を作成してください。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



# 1 例年指摘が多い事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

2. 職場において行われる性的な言動(セクシュアルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動(パワーハラスメント)であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。

また、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め従業者に周知すること。

⇒事業主が講ずべき措置の具体的内容としては、ハラスメントの指針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

また、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口を定め、従業者に周知すること。



# 1 例年指摘が多い事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

3. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。

⇒従業者に業務継続計画を周知し、研修及び訓練を定期的に実施してください。

研修では、業務を継続するための知識の習得・理解を深めることを目的とします。

訓練では、業務を継続するための実践的なシミュレーションを行うことを目的とします。

研修と訓練は別々に行う必要があります。 同一日に行っても構いませんが、

時間を分けて、研修を行っているのか、訓練を行っているのかがわかるように

実施してください。

記録の記載についても、明確に研修の記録・訓練の記録を分けて記載してください。

\*「感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練」についても同様です。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



## 1 例年指摘が多い事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

4. サービス担当者会議等において、個人情報<sup>※</sup>を他のサービス担当者<sup>※</sup>と共有するために利用者又はその家族の代表から同意を得ること。

また、個人情報を使用する可能性のある複数の家族からも同意を得ること。

⇒当該利用者の家族の代表者から同意を得るだけでなく、個人情報を使用する可能性のある家族全員から文書にて同意を得てください。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



# 1 例年指摘が多い事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

5. 虐待の防止のための対策を検討する委員会は、次の具体的に示す事項について検討すること。
- ⇒ イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
  - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
  - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
  - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - ト 前号への再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること 6



# 1 例年指摘が多い事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

6. 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。

⇒イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項



## 1 例年指摘が多い事項

(各サービス 設備及び備品に関する基準関係等)

1. 平面図が実態と相違しているため、実態と整合を図ること。

⇒事業所で保管されている平面図が実態と相違していないか、一度ご確認をお願いいたします。

なお、平面図を変更する場合は、変更から10日以内に変更届を市へ提出してください。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



# 1 例年指摘が多い事項

(各サービス 運営に関する基準関係)

2. サービス提供の記録に送迎時間(事業所の発着時刻)を記載し、記録すること。

⇒送迎減算や送迎加算を算定する場合に、根拠となる資料となります。

**利用者氏名、送迎担当職員、発着時刻**は記録するようにしてください。



# 1 例年指摘が多い事項

(各サービス 介護給付費に関する事項)

3. 特定事業所加算やサービス提供体制強化加算の人材要件に関して、介護福祉士等の割合が分かる書類を作成し、要件を満たすことがわかる書類を提出すること。

⇒この加算を算定している事業所は、介護福祉士などの割合を、必ず定期的に確認し、算定の根拠となる資料は保管するようにしてください。



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(訪問介護、介護予防訪問サービス 運営に関する基準関係)

①訪問介護計画書、介護予防訪問サービス計画書には、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスを行う提供期間等を記載すること。



訪問介護計画書、介護予防訪問サービス計画書には、**何を目標に、具体的にどのようなサービスを行うのか、有効期間はいつまでの計画なのか、計画上に明確に記載してください。**



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(訪問介護、介護予防訪問サービス 運営に関する基準関係)

②訪問介護計画書、介護予防訪問サービス計画書のサービスの提供時間等に大幅に変更があった場合は、実施状況の把握を行い、訪問介護計画書の見直しを行うこと。



実際にサービスにかかった時間ではなく、計画書にある時間を算定することとなっていますが、大幅に時間の変更がある場合や、たびたび計画の時間どおりにサービスが行えない場合は、実施状況を把握し、**居宅介護支援事業所等の介護支援専門員と相談の上、**訪問介護計画書の見直しを行ってください。



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(訪問介護 介護給付費に関する事項:特定事業所加算)

③特定事業所加算について、「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」の欠席者については、サービス提供を行うすべての訪問介護員等が参加できるよういくつかのグループに分かれて会議を開催すること。



すべての訪問介護員等が参加できるように、グループごとに会議を行ってください。また、電話連絡や資料の閲覧のみではなく、サービス提供責任者が主宰し、対面で会議を行ってください。



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(訪問介護 介護給付費に関する事項:特定事業所加算)

④特定事業所加算について、指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」を文書等の確実な方法により伝達してから開始すること。



「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、以下、5点です。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・**前回のサービス提供時の状況**
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。





## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(訪問介護 介護給付費に関する事項:特定事業所加算)

なお、「**前回のサービス提供時の状況**」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとされています。

**「前回のサービス提供時の状況」については、都度報告が必要です。**



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(訪問看護 運営に関する基準関係)

訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書には、そのサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容(サービスの提供を行う期間、所要時間、日程等)を記載すること。



訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書において、サービスの目標、サービスの提供を行う期間、所要時間、日程などを明確に記載してください。



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(通所介護・地域密着型通所介護 運営に関する基準関係)

①通所介護及び地域密着型通所介護計画には、当該計画の長期目標、短期目標及びそれら目標に対する有効期間を記載すること。



具体的にどのような目標があるのか、有効期間はいつまでの計画なのか、計画上に明確に記載してください。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(通所介護、地域密着型通所介護 介護給付費に関する事項)

②口腔機能向上加算の口腔機能改善管理指導計画について、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者と共同して作成する必要があるため、共同作成していることが分かるように計画書上に共同作成者の職種及び氏名を記載すること。



共同して作成していることが不明な事例が多くありました。計画について、共同で話し合ったことがわかる記録を残すことや、計画書の担当者欄を追加するなど、**共同**で作成していることがわかるように記録してください。



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(通所介護、地域密着型通所介護 介護給付費に関する事項)

③個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画を作成するにあたり、3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅における生活状況を確認すること。



利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録してください。

なお、生活機能チェックシート(※)などを活用して記録してください。

(※)参考通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

令和6年3月15日 老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号

別紙様式3-2 生活機能チェックシート

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(居住系及び施設サービス 運営に関する基準関係)

①協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。



事業所の協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

これは努力義務ではありません。第二種協定指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければなりません。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(居住系及び施設サービス 運営に関する基準関係)

②入所者に対する口腔衛生の管理について、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上受けること。



技術的助言及び指導を年2回以上受けてください。また、それに基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直してください。(※)

(※)参考通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

令和6年3月15日 老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号

別紙様式6-1(介護保険施設)、別紙様式6-2(特定施設)

口腔衛生の管理体制についての計画

運営基準で求められている口腔衛生の管理については、事業所としての計画を作成し、入所者ごとの個別の計画を作成する必要はありません。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



## 2 令和7年度に指摘が多かった事項(各サービスごと)

(居住系及び施設サービス 介護給付費に関する事項)

③協力医療機関連携加算について、当該入所者の病歴等を共有する会議を定期的に行い、議事録にどの入所者の情報共有が行われたのか記載すること。



当該入所者の病歴等を共有する会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる可能性が高い入所者や新規入所者を中心に情報共有や対応の確認等を行うこととされています。

ただし、毎回の会議において必ずしも入所者全員について詳細な病状等を共有しないこととしても差し支えありません。